

令和 7 年度宇部市人材確保支援事業費補助金 募集要領

宇部市では、人材確保を目的とした求人情報の発信に取り組む市内中小企業者を、以下のとおり募集します。

1 補助金の目的

市内中小企業者の人材確保と、大学、専修学校等の卒業予定者、U I J ターン希望者等の求職者の市内就職の促進を図るため、市内中小企業者が行う人材確保を目的とした求人情報の発信に要する経費等の一部を補助するものです。

2 対象事業者

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、市内の事業所への採用及び配属を目的として[4 対象事業及び対象経費]に掲げる補助対象事業を実施する法人格を有する者とする。ただし、[就職・転職情報サイトに会社情報を掲載する事業]については、過去 3 年度以内に同一の就職・転職情報サイトの利用履歴がない者を対象とするものとする。

※過去に本補助金の交付を受けていないこと

※用語の定義

・市内中小企業者

中小企業法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に該当する者のうち、市内に事業所を有する法人

・就職・転職情報サイト

学生や転職希望者、求職者を対象とした就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイト

（※ただし、就職・求人情報誌等への掲載契約に付随する情報サイトへの掲載は対象外）

3 事業期間

交付決定日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）までとします。

※事業の着手（契約）は、交付決定日後に行っていただくようお願いします。

4 対象事業及び対象経費

補助金の対象となる事業及び経費は、以下に掲げるものとします。

なお、申請受付開始前にすでに着手済み（契約済み）のものについては、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
就職・転職情報サイトに会社情報を掲載する事業	就職・転職情報サイトへの掲載に係る費用	1 / 2	10万円
求職者を対象に、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業	合同企業説明会への出展料及び出展時に必要な用品の購入費用もしくはレンタル料 (社員の交通費、宿泊費等の経費は対象外)		
採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業	採用に関するホームページの新規作成または改修に係る専門業者への外注費		
採用に関する企業PR動画の制作を行う事業	採用に関する企業PR動画制作に係る専門業者への外注費		

※ 1 補助対象事業者当たり、1 補助対象事業のみを申請可能とする。

※ 補助対象とならない経費（以下に例示）

- ・当該補助事業完了後に、補助事業以外の目的で使用可能なものの備品等購入費（事務処理用パソコン、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
- ・補助金申請日の属する年度の2月末までに支払いが完了していないもの
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・国、県等の他の補助金、助成金が充当される費用
- ・国、県等の事業により費用が負担軽減されるなど、実質的に支援の対象となる経費
- ・本補助金に係る事業計画書類の作成及び送付に係る費用
- ・事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・上記のほか、公的な資金の用途として、社会通念上不相当と認められる経費

5 申請書の提出

(1) 提出書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③実施計画詳細（任意様式）
- ④誓約書（別紙2）
- ⑤見積書
- ⑥事業概要がわかる資料（パンフレットやリーフレット等）
- ⑦履歴事項全部証明書又はその写し（発行後3月以内のもの）
- ⑧市税に滞納がないことの証明書又はその写し（発行後3月以内のもの）
- ⑨その他市長が必要と認める資料

(2) 提出期間

令和7年6月20日(金) ～ 令和7年10月31日(金) 17時まで ※郵送の場合必着
(※期限到来前でも予算に達した場合締め切り)

(3) 提出先

下記の提出先に持参、郵送、電子メールにより提出してください。

① 持参、郵送の場合

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市 産業政策課 産業振興係

② 電子メールの場合 ※メール送信後、産業政策課へ到着確認の電話をお願いします。

メールアドレス：syoukou@city.ube.yamaguchi.jp

6 補助金の交付決定

先着順に申請書を受付後、随時申請内容を市で審査し、予算の範囲内で決定します。

なお、同日に郵送等で予算を超える応募があった場合は、採用予定者人数が多い事業者を優先します。

7 スケジュール (予定)

申請受付期間【市内中小企業者→市】	令和7年6月20日(金)～10月31日(金)
補助金交付決定【市→補助事業者】	申請書受付後随時
補助事業の実施【補助事業者】	交付決定通知後～令和8年2月27日(金)
事業に関する経費の支払い 【補助事業者→契約先】	令和8年2月27日(金)まで
採用活動の実施【補助事業者】	「採用予定人数」に到達するまで または、令和8年2月27日(金)まで
実績報告書の提出【補助事業者→市】	令和8年3月6日(金)まで(期限厳守)
補助金額の確定通知【市→補助事業者】	実績報告書提出後
交付請求書の提出【補助事業者→市】	補助金額確定通知後
補助金の支払い【市→補助事業者】	交付請求書提出後～令和8年4月中旬

8 留意事項 (必ずお読みください)

- (1) 補助金は、補助事業完了後に実績報告書を提出いただいた後に交付しますので、補助金が支払われるまでの間、立て替えて支払う必要があります。なお、実績報告書は事業完了後もしくは、令和8年3月6日(金)までに提出してください。
- (2) 補助事業に関する経費の支払いは、必ず実績報告書の提出期限(令和8年3月6日(金))までに完了してください。経費の支払いが行われていない場合、補助金は支払われません。
- (3) 補助事業の実施につきましては、来年2月末までとしています。補助事業における契約及び支払いが完了し、事業実施後採用者数が、申請時にご記入いただいた「採用予定人数」に到達した場合は、その時点で事業完了となりますので、実績報告書を提出いただくこと

が可能となります。

(採用予定人数に到達しない場合は、来年2月末まで採用活動を継続してください。)

- (4) 交付決定を受けた後に、経費の配分もしくは内容や金額を変更（軽微な変更は除く。）しようとする場合、または補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、事前に所定の申請書により承認を得ていただくこととなりますので、必ず変更契約前にお申し出ください。
- (5) 補助事業に係る経理書類は、補助金の交付後5年間保存してください。
- (6) 不採択となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用や契約解除に伴う違約金等につきましては、申請者の負担となりますのでご了承ください。
- (7) 補助事業者は、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から3年度間、採用状況を市に報告しなければなりません。

宇部市 産業経済部 産業政策課 産業振興係 電話 0836-34-8355 FAX 0836-22-6013 メール : syoukou@city.ube.yamaguchi.jp
--